

[事案 2022-219] 入院給付金支払請求

・令和5年6月15日 和解成立

<事案の概要>

保障見直しの際、募集人に女性疾病入院特約は継続する意向を伝えていたこと等を理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年8月から約2か月間切迫早産により入院したため、従前の保険契約を保障見直しして平成30年5月に契約した利率変動型積立保険にもとづき入院給付金を請求したところ、女性疾病入院特約が付加されておらず、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1)保障見直しの際、募集人に対し、従前の契約で付加していた女性疾病入院特約は継続して付加するという意向を伝えている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、申立人から女性疾病入院特約に関する話をされたことはない。

(2)募集人は、女性疾病入院特約が付加されていないプランで提案を行っており、申立人もその説明を納得したうえで申込みを行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保障見直しの申込時の説明の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人に対して女性疾病入院特約は継続して付加する意向を伝えていたとは認められないが、募集人が本契約の特約の内容を確認することなく、軽率に「女性疾病入院特約が付加されている」と回答していることが認められることから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。